入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成21年９月28日
支出負担行為担当官
九州地方整備局副局長　難波　喬司
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40
○第14号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　港湾荷役高度化設備工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　福岡市東区みなと香椎１―25―１博多港アイランドシティ地区コンテナターミナル
⑷　工事内容　既設ラバータイヤ式トランスファークレーン電動化改造　13基、新規完全電動ラバータイヤ式トランスファークレーン製作・据付　４基、完全電動トラクタ製作　１台、給電設備・電気設備設置　１式
⑸　工期　平成22年11月30日まで
⑹　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑻　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。(入札説明書参照。)
⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等を勘案の上、施工者自らが詳細な設計を実施する一般競争入札（詳細設計付方式）の試行工事である。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む)であること。
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　九州地方整備局における機械設備工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。)なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。
⑶①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者(経常建設共同企業体を除く)にあっては、平成８年度以降に元請けとして、次の施工実績を有する者であること。
（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)
・日本国内のコンテナターミナルに、ラバータイヤ式トランスファークレーン（以下「ＲＴＧ」という。)を製作設置した実績
②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成８年度以降に元請けとして、次の施工実績を有する者であること。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)
・日本国内のコンテナターミナルに、港湾荷役機械を製作設置した実績
③　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうちいずれか１社が、平成８年度以降に元請けとして、次の施工実績を有する者であること。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)
・日本国内のコンテナターミナルに、ＲＴＧを製作設置した実績
さらに、他の構成員は、平成８年度以降に元請けとして、次の施工実績を有する者であること。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)
・日本国内のコンテナターミナルに、港湾荷役機械を製作設置した実績
なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
⑷　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。
①　機械器具設置工事業として、監理技術者証の交付を受けている者を当該工事に専任で配置できる者であること。
②　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者(経常建設共同企業体を除く)にあっては、平成８年度以降に元請けとして、次の施工経験を有する者であること。
（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上のものに限る。)
・日本国内のコンテナターミナルに、ＲＴＧを製作又は設置した経験
③　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成８年度以降に元請けとして、次の施工経験を有する者であること。(共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上のものに限る。)
・日本国内のコンテナターミナルに、港湾荷役機械を製作又は設置した経験
④　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうちいずれか１社が、平成８年度以降に元請けとして、次の施工経験を有する者であること。(共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上のものに限る。)
・日本国内のコンテナターミナルに、ＲＴＧを製作又は設置した経験
さらに、他の構成員は、平成８年度以降に元請けとして、次の施工経験を有する者であること。(共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上のものに限る。)
・日本国内のコンテナターミナルに、港湾荷役機械を製作又は設置した経験
⑤　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
⑥　配置予定の技術者に対するヒアリングの結果、当該工事を担当することが適当であると認められた者であること。詳細は入札説明書による。
なお、②、③及び④において当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
⑸　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止措置要領」(昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
⑺　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑵の再決定を受けた者を除く。)でないこと。
⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)(入札説明書参照)
⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
3　入札手続等
⑴　担当部局　〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２―10―７　九州地方整備局総務部経理調達課契約管理第一係　松村　匡　電話092―418―3345
⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法
①　入札説明書を入札情報サービスより交付する。交付期間は平成21年９月28日から平成21年11月18日（最終日は17時00分まで)。
入札情報サービスホームページアドレス
http://www.pas.ysk.nilim.go.jp/
②　①に対応していない等の理由で書面による交付を希望する場合は、上記３⑴の担当部局において交付（貸与）する。交付期間は平成21年９月28日から平成21年11月18日までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時30分から17時00分まで。
⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法
平成21年９月29日から平成21年10月８日までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得て持参する場合は、平成21年９月29日から平成21年10月８日まで。上記３⑴に同じ。
⑷　入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送すること。
①　電子入札システムによる入札の締切は、平成21年11月18日14時00分。